

1 住宅ローン控除の拡充

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策として、消費税率 10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を 3 年延長します。

※令和元年（2019 年）10 月 1 日から令和 2 年（2020 年）12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

	改正前	改正後
控除期間	10 年間	13 年間
所得税の控除額	ローン年末残高×1%	●1～10 年目 ローン年末残高×1% ●11～13 年目 A 又は B の金額のいずれか少ない金額 A：ローン年末残高×1% B：建物購入価格×2%÷3

※控除対象限度額は一般住宅の場合 4,000 万円、認定住宅の場合 5,000 万円

2 ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外となります。